

自分でできる!

住宅の耐震診断



「自己診断表」をご用意しています。
ぜひご利用ください。

自己診断表『誰でもできる わが家の耐震診断』

お住まいになっている住宅について、住んでいる方がご自身で住宅の耐震診断を行い、住宅のどのようなところに地震に対する強さ、弱さのポイントがあるかなどがわかるようにできています。



自己診断の方法

1から10までの問診表に答えます。

該当した項目別につけられている点数を合計します。

合計は何点になりましたか?

合計点数によって判定・今後の対策がわかります。

自己診断表は後志支庁、ニセコ町・建設課にてご用意しています。どなたでも自由にお持ちいただけます。

●インターネットでできる「誰でもできるわが家の耐震診断」もご利用ください。
http://www.kenchiku-bosai.or.jp/wagayare/taisin_flash.html

(((もしも合計点数が7点以下の場合は!)))

早めにご相談ください。

ニセコ町では、今後の対策について皆さんをサポートする体制を整えています。

ご相談窓口

ニセコ町 建設課建築係

TEL 0136-44-2121

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地

FAX 0136-44-3500

耐震改修工事の補助があります。

補助対象として以下の要件が満たされなければなりません。

- ニセコ町内の建築物であること。(既存住宅、併用住宅、長屋、共同住宅)
- 既存住宅等で、昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。(倉庫等は含まない)
- 外壁から隣地境界又は、道路境界までの水平距離が住宅等は、7m以内、共同住宅にあたっては、当該建物の高さ以内であること。
- 耐震診断を行った結果、耐震に問題がある物件であること。
- 平成20年12月31日までに工事が完了するもの。(税の控除がうけられなくなる)

上記の件が満たされれば、ニセコ町は、国、北海道と合わせて補助します。

(詳しくは、ニセコ町役場建設課建築係に問い合わせください)

地震に そなえた、 まちづくりの ために。

あなたの地域、あなたの住宅は大丈夫ですか?

地震による被害を減らし、

町民が安心・安全に生活できるまちづくりのために、

ニセコ町では住宅の耐震化目標を定めています。



ニセコ町

あなたの地域は大丈夫ですか？ 震度と住宅被害の可能性を確認しておきましょう。

地震が発生したときの住宅被害は、住んでいる地域の「震度」と「住宅の耐震強度」によって異なります。あらかじめ、自分の住んでいる地域に想定される震度や、その地震が起きたときにどれくらいの住宅が被害を受ける可能性があるのかを知っておくことは、防災意識としてとても大切なことです。ここで紹介している『揺れやすさマップ』で、まずはあなたがお住まいの地域の“揺れやすさ”を把握しておきましょう。

ニセコ町における地震の想定と「揺れやすさマップ」

『揺れやすさマップ』は、地域に考えられる想定地震を設定し、地盤情報をもとにした字界単位の震度分布を表しています。

ニセコ町で想定される地震

ニセコ町に大きな影響を及ぼすと想定される地震は以下のとおりです。

名称	規模(マグニチュード)	
	震源地での規模	ニセコ町(役場周辺)での規模
後志沖地震	7.75	4.0
黒松内低地断層帯による地震	7.3	4.6
全国どこでも起こりうる直下型地震	6.9	5.82

※「後志沖地震」と「黒松内低地断層帯による地震」による被害は殆ど無いことがわかりました。

全国どこでも起こりうる直下型地震が発生した際の震度

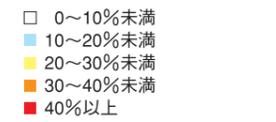
(●震源が役場の真下の場合)



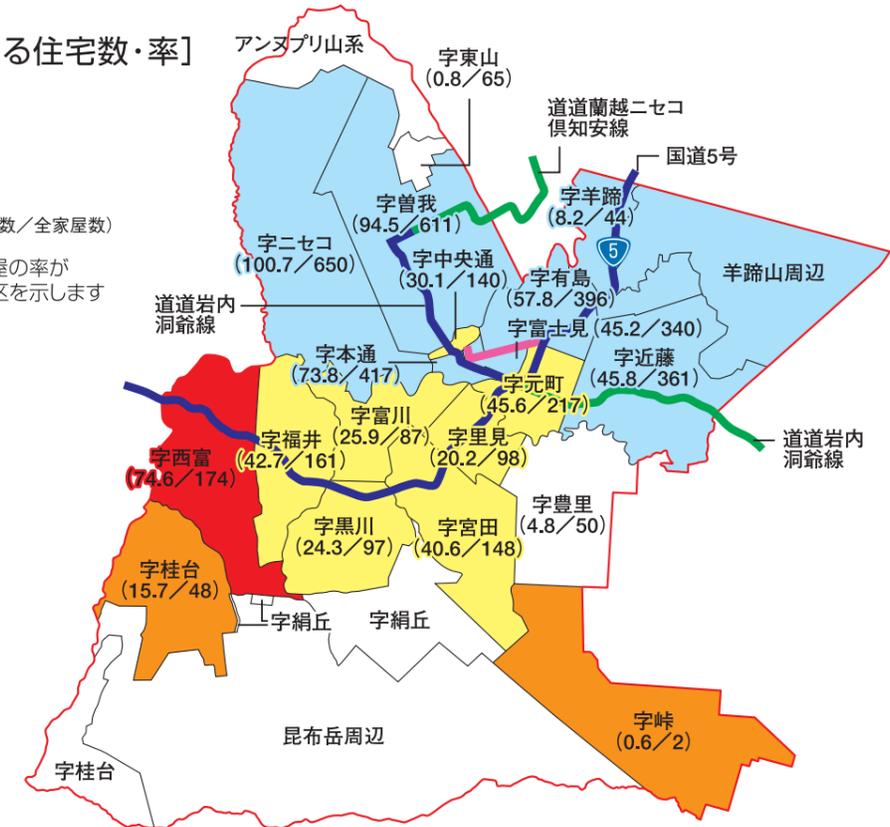
ニセコ町で直下型地震が発生した場合の「建物の被害」

全国どこでも起こりうる直下型地震が起きた場合、全半壊する住宅数と被害住宅率は次のようになると推計されています。

[全半壊する住宅数・率]



※注 ■古い家屋の率が高い地区を示します



震度階級により想定される状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
震度6強	立っていることができず、這わないと動くことができない	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
震度6弱	立っていることが困難になる	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。

あなたの住宅は地震に耐えられるかな!?

住宅が建てられたのはいつ? 新耐震基準について

現在の耐震基準は、1981年(昭和56年)にできたもので、それまでのものと区別するために「新耐震基準」と呼ばれています。現在、すべての建物はこの基準に沿って建てられています。昭和56年以前に建てられた住宅にお住まいの方は、特に注意してください。※ただし、木造以外の公営住宅については、安全性が認められています。



~1980 | 1981~

強い地震にも耐えられる? 新耐震基準の目的について

「新耐震基準」の目的は、中程度(震度5程度)の地震の際には“建物が壊れない”ようにすること、強い地震(震度6程度)の際には、“建物の倒壊を防ぎ、中にいる人の安全を確保できる”ようにすることです。

